

特産品の開発や改良を応援します！

泊村の農林水産物を活用した新たな地域特産品の開発や改良に要する経費の一部を助成します。

『泊村特産品開発支援事業補助金』を活用して、村の特産品を作ってみませんか。

新たに特産品を開発し商品化する場合 100万円

今ある商品を改良し、特産品として商品化する場合 50万円

補助対象者

- ・ 村内に住所を有する個人
- ・ 村内に住所を有する者が構成員となる団体
- ・ 村内に事業所を有する法人

補助対象

事業

- ①特産品開発支援事業：特産品を新たに開発し、商品化する事業
- ②既存特産品改良支援事業：既存の特産品を改良し、特産品として商品化する事業

※「地域特産品」とは、泊村で生産する原材料を加工した商品または村内で製造・加工する商品で泊村の魅力を発信できる商品です。ただし、飲食店で提供する料理等は除きます。

※②は、すでに販売している商品の改良（商品内容やパッケージなどの変更）で、単なる容量や容器等の改良は対象外です。

補助額

特産品開発支援事業：100万円（補助対象経費の2/3以内）
既存特産品改良支援事業：50万円（補助対象経費の1/2以内）

補助対象

経費

原材料費、技術コンサルタント料、加工費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費・ホームページ開設費・特産品の生産、流通、販路開拓に関する調査、品質保証表示を得るための費用、成分分析費、備品、機械装置等のレンタル料、商品パッケージ・ラベル等のデザイン料、商標登録を得るための費用 など

※補助対象経費は試作までを対象とし、販売のための商品に係る経費は対象外です。

※既存機器の更新は対象外です。

※機械装置の購入またはレンタル料は申請者が自ら直接使用するものに限りです。

※人件費及び旅費（交通費、日当及び宿泊代等）は対象外です。

申請

- ・ 泊村役場・古宇郡漁協・泊村商工会にて受け付けております。
- ・ 泊村商工会では手続き（書類作成）の支援を行っておりますので、どなたでもご利用できます。
- ・ 泊村 HP から申請書をダウンロードできます。
<http://www.vill.tomari.hokkaido.jp/>